

診療情報提供書

宇陀市長 様

医療機関 名称
所在地
電話番号
医師名

印

病後児保育の利用に当たり、必要な情報について次のとおり提供します。

<保護者記入欄>

児童氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日 (歳)
住 所			
保護者氏名		電話番号	

<医療機関記入欄>

病後児保育の利用		可 ・ 不可	
病名	1 急性上気道炎	9 麻疹	主な症状 1 発熱 2 下痢 3 おう吐 4 せき 5 喘鳴 6 発疹 7 その他 ()
	2 気管支炎・肺炎	10 風しん	
	3 喘息発作又は喘息様 気管支炎	11 咽頭結膜熱	
	4 感染性胃腸炎	12 水痘（水ぼうそう）	
	5 嘔吐下痢症	13 中耳炎・外耳炎	
	6 突発性発疹	14 手足口病	
	7 インフルエンザ	15 ヘルパンギーナ	
	8 流行性耳下腺炎	16 その他 ()	
	安静度	1 室内保育（他児と遊んで良い。） 2 室内安静（ベッドの生活が主・静かな遊びが可） 3 ベッド上	
食 事	1 ミルク 2 離乳食（前期・中期・後期） 3 幼児食 4 下痢食	6 アレルギー食 (除去内容)	
病状の経過 治療状況等			
既往歴 家族歴	薬・その他のアレル ギー	ある・ない	アレルギーの内容
処方内容	別紙説明書のとおり（説明書が無い場合は記載してください。）		
その他注意事項			

- 注1 選択肢がある箇所は、該当する箇所を○印で囲んで下さい。
 2 市に情報提供をした場合に診療情報提供料（I）を算定できる（250点）。患者1人につき月1回に限り算定する。
 3 市が正本を保管し、実施施設は写しを保管する。

<市記入欄>

登録番号	
------	--

医 師 の 方 へ

病後児保育の実施にご協力お願いいたします。

宇陀市 健康福祉部 こども未来課

病後児保育とは

○目 的 病気の回復期にあり集団保育及び家庭における保育が困難な児童に対し、一時的な保育を実施することにより、保護者の子育て及び就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的としています。

○実施場所 宇陀市立大宇陀こども園内 病後児保育室「りすぐみ」
宇陀市大宇陀拾生806番地
電話：0745-83-3511

利用の範囲

○次の場合は利用できません

- ① 熱 登園時に38度以上の熱がある場合
 - ② 喘息（中等症以上）、嘔吐、下痢、胃腸障害
給食の中で対応できる範囲については入室できますが、激しい腹痛、頻繁におこる下痢（1日4回以上）や嘔吐、また特別な病後児食が必要な場合
 - ③ 眼科 結膜炎などで伝染性のある場合。
 - ④ 外傷 安静が必要と医師が認めた外傷
- * 診察医の判断で可能な場合があります。**

○学校感染症入室の目安

- ① 手足口病 熱は無く、食事の摂取が可能な状態
 - ② ヘルパンギーナ 熱は無く、食事の摂取が可能な状態
 - ③ 流行性耳下腺炎 熱は無く、食事の摂取が可能な状態
 - ④ 水ぼうそう 新しい水疱の出現が概ね見られず、ほとんどが痂ぶたが始まった状態
 - ⑤ インフルエンザ 就学前児童：解熱後2日以上経っている状態
就学児童：解熱後1日以上経っている状態
- *「熱は無く」とは、前日の最高体温が38度未満をいう。

***原則は、学校保健法の基準に準ずるが、診察医の判断によりその期間を短縮することができる。**